## 誓 約 書

経常建設共同企業体を結成するにあたり、四日市港管理組合建設工事に係る共同企業体取扱要綱及び経常建設共同企業体協定書を遵守し、特に下記事項について改めて確認し異議無きことを誓約します。

結成した後、代表者若しくは構成員のいずれかが倒産、銀行取引停止処分、廃業、 建設業許可取り消し又は営業の停止等、相応の理由がある場合以外は、解散しないこ とを誓約します。

四日市港管理組合建設工事に係る共同企業体取扱要綱 抜粋

第4条第4項 資格認定を受けた経常建設共同企業体の各構成員は、当該経常建設共同企業体の希望 業種について、第11条第1項及び第2項の期間中は、**単体企業として四日市港管理組合工 事の入札には参加できないものとする。** 

ただし、当該経常建設共同企業体が解散により資格を失ったときは、この限りでない。

- 第7条第1項第4号 経常建設共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。
  - 他の経常建設共同企業体(四日市港管理組合の資格認定を受けたものに限る。)の構成員でないこと。
  - ※ 例えば土木一式工事で経常 J V の認定を受けている場合、他の構成員と舗装工事の経常 J V を結成することは出来ません。《第7条(4)の徹底》
- 第11条第1項 有効期間は最初に到来する5月31日までとする。

第4項 解散した者は、有効期間中において同構成員あるいは他の構成員と再度経常建設共同企業体を結成することができないものとする。

ただし、解散が構成員の廃業又は破産等による場合については、この限りではない。

 共同企業体の名称	
住 所	代表者
 名称又は商号	
 代表者名	
 住 所	構成員
 名称又は商号	
 代表者名	
 住 所	構成員 (3者
名称又は商号	
代表者名	<i>'',,,</i> ப /

※誓約者の署名により押印省略可。